

令和7度 事業計画

I 基本方針

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展している中で、誰もがいくつになっても活躍できる社会の実現が求められています。シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進等地域社会に貢献しています。国において、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされていますが、シルバー人材センターについても、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められています。

当センターでは、令和6年度において、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の5年間について取り組んでいく指針として4つの柱である基本計画と、取り組むべき施策を定めた、第3次中長期計画（2024年度～2028年度）を策定いたしました。

初年度となった令和6年度においては、発注事業者の事業見直し等の影響を受け、受託事業実績が減額となりました。会員数においては、雇用延長の影響を受け、入会を希望する会員が減少する等、目標とする会員数には至りませんでした。

2年目となる本年度は、一層の入会促進の取組みを行うとともに、退会抑制の取組みを強化し、会員数を回復させる取組みを実施してまいります。また、就業機会の確保として、新たな職域の開拓や、仕事の切り出し提案、独自事業の活用など様々な手法により幅広い仕事の確保に努め、会員ニーズにも取組み安心して安全な就業のための取組みと、会員数を回復させる取組みを実施してまいります。

さらに、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された基本方針に沿って、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）における新たな契約方法（包括的契約）への円滑な移行を進めてまいります。

併せて、国全体のデジタル化が進展する中で、当センターにおいては、Webを活用した業務連絡やWeb入会システムの利用促進について、引き続き積極的に取組み安定的な事業運営を図ってまいります。

また、会員クラウドサービスの利用率の向上についても取り組んでまいります。

今後も、龍ヶ崎市を始め関係機関及び市民の皆様のご理解とご支援をいただきながら、地域社会に貢献するシルバー人材センターとして充実・発展を目指します。事業の早期V字回復を目指して、会員及び役職員が一丸となって以下の計画を実施してまいります。

II 事業目標

1	会員数	464人	
2	就業率	81%	
3	契約金額	154,500千円	
	内訳	本体事業	118,540千円
		総合事業	3,000千円
		(介護予防・日常生活支援総合事業)	
		派遣事業	32,960千円

Ⅲ 実施計画

1 就業開拓提供事業

役職員が企業、家庭、公共団体等を訪問して積極的に就業開拓を行い、地域のイベント等でリーフレット配布などを行います。受託した仕事は内容を確認し、会員の就業履歴、希望日程を調整しながら会員に提供します。

本年度における最重点項目として、事業の受注拡大について取り組んでまいります。特に公共事業の受注拡大を図るため、シルバー人材センター協議会において、公共事業の切り出しなどについて提案をする等協議を進め、市との連携を強化するとともに、受注拡大のための要望活動を行ってまいります。また、過去の発注先や新規企業等を積極的に訪問し、就業機会の開拓並びに地域の経済団体等へのPRを行い就業促進につなげてまいります。

また、女性会員の就業の場をさらに確保するため、龍ヶ崎市と連携して高齢者の生活支援に関する介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、産前産後家事支援事業にも引き続き取り組みます。

その他、就業先からの請負以外の働き方として、一般労働者派遣事業の就業先の開拓、受注等の促進にも積極的に取り組みます。

2 会員拡大の取組み

令和7年度から全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）では、会員数が70万人を割ったまま、依然下げ止まらない状況を深刻に受け止め、過去最高であった平成21年度の会員数の水準を意識しつつ、令和12年度までに会員数10万人超の増加を達成できるように、効果が見込める各取組を積極的に実施することとしています。

これを受けて、茨城県シルバー人材センター連合会（以下「県シ連」という。）から令和12年度までに60人の増加を目標とすることが示されました。

当センターにおいては、令和6年度に策定した第3次中長期計画の目標会員数の見直しを行うとともに、この目標達成に向けた取組みを重点項目として取り組んでまいります。

この目標達成に向けて、新たな就業機会の確保や提供に努めるとともに周知活動・広報の拡充などを行い会員の拡大に一層取り組んでまいります。

併せて、センターの魅力向上を図るため高齢者に興味のある講習会等を開催し、入会促進と退会の抑制につなげてまいります。

また、令和6年度に導入したWebを活用した入会説明会の活用促進を行い、入会しやすい環境の整備に努めます。併せて、従来の入会説明会についても曜日や回数等について検討し、より入会しやすい環境の整備を図ってまいります。

また、さらに、女性会員拡大のため、県シ連が策定した「女性会員拡大に向けた重点的取組み事項」に掲げる重点的取組事項である女性がなじみやすい仕事の確保や女性会員一人一人による呼び掛け、入会勧奨などについて積極的に取り組んでまいります。

3 調査研究事業

会員の安全・適正な就業のための調査や新たな就業分野については、各委員会において調査研究等を実施し、その結果を踏まえて就業機会の増や就業の質の向上に努め、多くの市民が入会しやすい就業環境の改善に一層努めます。

4 相談事業

入会を希望する市内の高齢者を対象として毎月2回入会説明会の他、土・日曜日の休日開催や女性限定などの入会説明会を必要に応じて開催します。

会員の就業については、随時、職員が相談に応じます。また、ワークシェアリング開催時には相談コーナーを設置して対応します。

新規入会会員については、会員の定着のため、早い段階で就業してもらうことを目標に、入会時に面談を行い、就業相談を行ってまいります。

5 研修・講習事業

会員や市内在住の高齢者を対象に、就業に必要な知識、技能等を修得するため講習会等を開催します。

また、県シ連等が主催する研修会等に積極的に参加します。

6 普及啓発事業

役員及び委員が積極的にシルバー事業の周知に努めることにより、地域社会に理解と協力を求め、高齢者が活動しやすい環境作りを目指します。

「会報りゅう〜」及び「シルバーだより」での啓発活動のほか、市広報紙やホームページを活用し、就業に関する情報提供等を行うと共に市民にはセンターで受託できる仕事の紹介や仕事を依頼しやすい環境を整備に努めます。

10月のシルバー事業普及啓発促進月間を中心に「自主・自立、共働・共助」の仕組みを広くかつ正しく地域社会に浸透させるためのPR活動を行います。

7 安全・適正就業推進事業

会員の就業にあたり、その能力と体力に見合った仕事を安全かつ適正にできるようにすることが最重要課題です。

安全就業の確保はシルバー事業の基本となるものです。安全就業基準の周知及び会報紙やリーフレット配布による意識の醸成を図ります。加えて、会員の高年齢化に伴い、認知機能の低下に対する会員の理解促進のための研修会等の開催を行います。

適正就業は、「シルバー人材センターの適性就業ガイドライン」にもとづいて契約内容等の再点検を行い、適性就業に取り組みます。

当センターでは、毎月15日を「安全の日」と独自に定め、事故防止のために安全パトロールを実施して安全・適正就業の指導等に取り組みます。

また、草刈り作業における飛び石事故防止のため、飛散軽減刈刃の導入や飛散防止ネットの活用の徹底を引き続き推進するとともに、研修会を開催し会員の作業時における更なる安全意識の向上を図ります。

公平な就業機会の確保は、会員の就労意欲の向上や未就労会員の就労という観点からも非常に重要です。当センターでは、年2回ワークシェアリングを開催し、会員の就労意思の確認と公平な就業機会の確保に努めます。

8 その他事業の目的を達成するために必要な活動

包括的契約への見直しについては、令和8年度当初からの導入を目途に、会員・発注者への説明、契約関係書類の整備、契約手続の変更に伴う業務処理方法の整理等を通じて、円滑な移行に向けて取り組みます。

会員活動では、令和6年度に全地域班で地域班会議を開催し、組織体制を整備したところですが、本年度は地域の実情に即した会員の自主的・自発的な活動の推進を支援してまいります。

また、会員による自主的組織として既存のゴルフ会・旅行会・ウォーキング会、音読会、手芸サークル活動を支援してまいります。また、手芸サークルにおいては、独自事業の促進についてさらに支援してまいります。

本年度予定されている当センター事務所の移転について、事務スペース等執務環境の向上に加え、新たな活動拠点の確保についても協議を行います。また、移転に際し、市民や会員に十分に周知し、地域に密着したセンターとして、気軽に交流できるセンターを目指してまいります。

IV 法人管理事業

1 公益法人制度への対応

公益法人として、その目的、果たすべき役割、関係法令等を踏まえ、適正な公益事業運営を推進してまいります。

さらに、令和7年4月施行の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」に適切に対応してまいります。

特に財務規律の柔軟化・明確化として収支相償原則が見直され、中期的期間（5年）で収支の均衡を図ることや将来の公益目的事業を充実させるための資金も設置可能となったこと等を踏まえ、これらを活用した効率的・効果的な事業活動を行ってまいります。

2 諸会議の開催

- (1) 定時総会 令和7年6月26日（木）大昭ホール龍ヶ崎（市文化会館）小ホール
- (2) 理事会
 - 第1回 令和7年 5月20日（火）
 - 第2回 令和7年 8月19日（火）
 - 第3回 令和7年10月21日（火）
 - 第4回 令和7年12月16日（火）
 - 第5回 令和8年 3月12日（木）

3 委員会の開催

理事会運営を効率的に進めていくため、総務・女性活躍・就業推進・安全対策の4つの専門委員会を設置し、第3次中長期計画の目標達成に向けて専門的に取組みます。

- (1) 第1回各委員会 令和7年4月
その後必要に応じて各委員会開催（計5回程度開催）

4 研修等の開催

全シ協や県シ連と引き続き密接な連携を図り、情報の収集・交換に努めるとともに研修会や講習会等には積極的に参加し、役職員及び会員の資質の向上に努めます。